

川崎市多摩区市民提案型協働事業（磨けば光る多摩事業）実施要綱

平成27年4月1日
26川多企第323号

（趣旨）

第1条 この要綱は、多摩区の地域課題の解決に資する事業を実施する市民活動団体（以下「団体」という。）と多摩区役所が協働で実施する、川崎市多摩区市民提案型協働事業（磨けば光る多摩事業）（以下「磨けば光る多摩事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 磨けば光る多摩事業は、多摩区の地域課題の解決や、地域特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向けて、団体が自主的、主体的に実施する事業提案を募集し、選定された事業を提案した団体に委託する事業をいう。

（提案団体の要件）

第3条 磨けば光る多摩事業において事業提案ができる団体は、多摩区内で事業を実施できる団体（町内会、自治会、NPO法人、ボランティアグループ、企業等）で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 団体の運営に関する定款又は規則等を備えている団体であること。
- (2) 予算及び決算を適切に管理している団体であること。
- (3) 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている事業者でないこと。
- (6) 公序良俗に反する団体でないこと。

（対象事業）

第4条 磨けば光る多摩事業の対象事業は、多摩区の地域課題の解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向けた事業とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 多摩区役所が実施できる事業の範囲を超えるもの
- (2) 広く多摩区民に開かれた活動でないもの
- (3) 当該年度において、川崎市又はその外郭団体から補助・助成や委託を受けている、もしくは受ける見込みのあるもの
- (4) 営利目的又は特定の個人・団体のみが利益を受けるもの
- (5) 施設等の整備を目的としたもの
- (6) 年1回のみイベントを実施するもの
- (7) 公序良俗に反するもの

2 審査委員会において、提案された事業が、前年度までに実施された同一団体による同じ内容の事業であると認められた場合は、通算3回まで実施できるものとする。

（委託料）

第5条 一つの対象事業に係る委託料は、70万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）までと

する。

2 委託料の対象となる経費は、提案した事業の実施に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費
- (5) 食糧費
- (6) 印刷製本費
- (7) 通信運搬費
- (8) 保険料
- (9) 賃借料
- (10) その他、多摩区長（以下「区長」という。）が必要と認める経費

3 前項に規定する対象経費の詳細は、別表に定める。

(必要書類)

第6条 提案団体は、次の各号に掲げる書類を別途指定する期間内に区長へ提出しなければならない。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 事業見積書（第3号様式）
- (4) 活動計画書（スケジュール）（第4号様式）
- (5) 事業提案団体概要書（第5号様式）
- (6) 団体に関する申告書（第6号様式）
- (7) 定款、団体規約、組織図など団体の活動内容を示す書類
- (8) その他、提案する活動の内容が分かる書類

2 区長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

3 提案団体が第1項に規定する期間において提案できる事業は、1件のみとする。

(委託事業の決定等)

第7条 区長は、前条の規定による書類を受理したときは、審査委員会に諮るものとする。

2 区長は、審査委員会の意見に基づき委託事業を決定し、提案者に選定結果を事業提案選定通知書（第7号様式）又は事業提案不採用通知書（第8号様式）により通知するものとする。

3 区長は、前項に規定する決定に際して、必要な条件を付することができる。

4 区長は、多摩区役所企画調整会議の決定に基づき、委託事業の所管課を指定することができる。

5 審査委員会の組織及び運営等については、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）及び川崎市多摩区市民提案型協働事業（磨けば光る多摩事業）審査要綱の規定による。

(委託契約)

第8条 提案事業が選定された団体は、川崎市と川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）に基づき、業務委託契約を締結するものとする。

2 川崎市は、前項に規定する契約の締結に際し、改めて活動内容、委託料の金額等について契約の相手方となる団体（以下「受託者」という。）と協議を行い、これを変更することができるものとする。

3 受託者は、委託契約書の記載に従い、善良な管理者の注意をもって誠実に業務を行わなければならない。

4 受託者は、委託業務が完了した際は、区長へ委託業務完了届を提出し、職員による完了検査を受けなければならない。

(協働事業協定書の締結)

第9条 川崎市は、前条に規定する契約の締結に先立ち、受託者と「川崎市協働型事業のルール(平成20年2月、川崎市策定)」に基づく協働事業協定書を締結するものとする。

(中間報告書等の提出)

第10条 受託者は、区長の求めに応じ中間報告を行なわなければならない。

(事業報告書等の提出)

第11条 受託者は、事業終了後1月以内に委託事業報告書(第9号様式)、委託事業決算書(第10号様式)、及びその他必要な書類を区長に提出しなければならない。

(書類等の整備)

第12条 受託者は、委託料の使途について収支を明確にするとともに、領収書等の出納関係書類を整備し、委託事業の完了の翌年から5年間保管しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第13条 受託者は、業務の内容の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、変更内容が軽易なものについては、この限りではない。

2 受託者は、代表者等の変更があった場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

(調査)

第14条 区長は、受託者に対して、委託業務の実施状況について、出納関係書類を調査し、又は報告を徴することができる。

2 区長は、前項の規定に基づく調査又は報告の結果、必要と認める場合には、受託者に対して指導、助言を行うことができる。

(委託契約の変更及び取消し)

第15条 区長は、受託者が次の各号に該当することとなった場合は、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)に基づき、委託契約の内容を変更し、若しくは委託事業に係る決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 委託契約書に記載された業務を実施しないとき

(2) 委託契約書に記載された業務と実際の活動内容が著しく異なったとき

(3) 委託業務の実施にあたり、違法行為があったとき

(4) この要綱の規定、又は委託事業の決定に付した条件に違反したとき

(5) その他、区長が必要と認めたとき

2 区長は、前項の規定により、委託事業に係る決定の全部又は一部を取り消した場合においては、その旨を速やかに受託者に通知するものとする。

(情報公開等)

第16条 第6条の規定により提出された事業提案書(第1号様式)及び事業計画書(第2号様式)等について、公表することができるものとする。

2 第7条の規定により採用した事業については、前項の規定に加え、中間報告及び委託事業報告書(第9号様式)等について、公表することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、川崎市情報公開条例(平成13年3月29日条例第1号)で定める不開示情報は、公表しないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月13日制定、磨けば光る多摩事業実施要綱は平成27年4月1日をもって廃止する。
- 3 この要綱は、平成30年1月4日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年1月9日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年1月16日から施行する。

別 表

経費項目	対象となる経費
人 件 費	事業実施に係る活動スタッフ等の人件費 ※事業実施に直接係る経費についてのみ対象とする。
報 償 費	外部の講師や指導者などに、活動への協力や会議の出席に対するお礼として支払う謝礼金など
旅 費	活動スタッフや外部の講師、指導者、事業補助者などが活動場所や会議開催場所へ移動することに要する交通費など
消 耗 品 費	募集案内、広報用ポスター、プログラム、活動資料、報告書などを作成するための印刷用紙代、事務用品費、材料費、書籍購入費など、提案事業のみに使用し、かつ、使い切る消耗品に要する経費 ※1つの物品の単価は原則として2万円までとする。 ※販売等有償で配布する印刷物の作成経費（用紙代など）は含まない。 ※表彰用経費（トロフィーや賞品代など）は含まない。
食 糧 費	外部の講師や指導者などとの会議において提供する簡素な茶菓子等に要する経費
印刷製本費	募集案内、広報用ポスター、プログラム、活動資料、報告書などを作成するためのコピー代、参加者に配布する冊子などの印刷及び製本に要する経費など ※販売等有償で配布する印刷物の作成経費（コピー代、製本代など）は含まない。
通信運搬費	募集案内、広報用ポスター、プログラム、活動資料、報告書などの郵送に必要な切手代や宅配料金、電話料やFAX料金、活動場所まで資材等を配送する場合に必要な運搬費など
保 険 料	事業等の実施に伴い加入する傷害保険や賠償責任保険の保険料など
賃 借 料	会議・ワークショップ・ミーティングのための会議室使用料や事業実施のための会場借上料など
そ の 他	区長が必要と認める経費

第1号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市多摩区長

(提案者)

所在地	
団体名	
代表者名	

事業提案書

年度磨けば光る多摩事業において、関係書類を添えて次のとおり提案します。

1 事業名				
2 事業費	総事業費	円	うち、市からの委託料	円
3 事業の目的・効果	どんな地域課題の解決ができるか、安全で安心・潤いのある暮らしの実現などにつながるか、区民へどんなメリットがあるか、緊急性など			
4 事業内容	実施する事業の概要、対象（いつ、どこで、誰に）、手法（なにを、どうする）など 開催回数、参加予定者数、達成度など具体的に			
5 提案回数	本事業の提案回数 _____ 回目			
6 添付書類	(1) 事業計画書（第2号様式） (2) 事業見積書（第3号様式） (3) 活動計画書（スケジュール）（第4号様式） (4) 事業団体概要書（第5号様式） (5) 団体に関する申告書（第6号様式） (6) 定款、団体規約、組織図など団体の活動内容を示す書類 (7) その他、提案する活動の内容が分かる書類			

第2号様式

事業計画書

1 実施時期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
2 事業の対象者		
3 事業の実施場所		
4 役割分担 (会場の確保、会場設営、会場整理、講師の依頼、物品の調達、郵送物の梱包、発送、参加者の募集、広報、行政機関との調整、人員の確保、住民への説明、その他事業実施に必要な項目) ※選定された際は、審査結果をふまえて、具体的に協議します。	事業提案者	事業提案者が果たす役割
	多摩区役所	事業実施の上で、区役所に担ってもらいたい役割
5 次年度以降の事業の方向性	次年度以降の事業展開の考え方	
6 PRしたい点	期待できる効果、団体としての実績・経験・能力、斬新なアイデア、協働による効果など	
7 共催・後援団体など	共催 後援	

第3号様式

事業見積書

1. 委託対象経費

区分	項目	金額 (円)	説明 (内 訳)
I. (所用額を記載) ・ 人件費 ・ 保険料			
	小計(ア)		
II. (税込み額を記載) ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 食糧費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 賃借料 ・ その他			
	小計(イ)		
契約金額(ウ)			上記 (ア) と (イ) の合計額
税抜額(エ)			上記 (ウ) について消費税額及び地方消費税額を減じた額

※委託対象経費について記入してください。

※上記の項目以外の経費は、委託料の対象外となります。

※区分 I には、不課税・非課税取引に関する項目を御記入ください。

不課税取引 (課税の対象とならないもの) 例: 給与・賃金

非課税取引 (課税の対象としてなじまないもの、社会政策的配慮から課税しないもの) 例: 保険料

※区分 II には、消費税及び地方消費税が課税される取引に関する項目を御記入ください。

消費税及び地方消費税が課税される取引とは、次の要件を全て満たす取引のことです。

- ①国内において行うもの (国内取引) であること。
- ②事業者が事業として行うものであること。
- ③対価を得て行うものであること。
- ④資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること。

2. 委託対象外経費

区 分	項 目	金 額 (円)	説 明 (内 訳)
収入の部			
収入合計(オ)			
支出の部			
支出合計(カ)			

第4号様式

活動計画書（スケジュール）

時 期（年・月）	活 動 内 容

※ 提案活動の計画全体について記載してください。

※ あらかじめ想定できる範囲で、できるだけ詳細に記載してください。

事業提案団体概要書

1	団体名	フリガナ			
		名称			
2	所在地など	〒			
		事務所・会員住居・その他 ()			
		電話		FAX	
		Eメール			
3	代表者	フリガナ			
		氏名			
4	設立年月日	年 月 日			
5	法人格取得	年 月 日			
6	会員数	人(年 月 日現在)			
7	設立目的	団体を設立した目的・主旨			
8	活動内容	主な活動分野	設立目的を達成するための日常的な活動分野		
		主な活動実績	設立目的を達成するための日常的な活動実績		
		委託事業、補助金、助成金などの実績	本市又は国、地方公共団体及びそれらの外郭団体からの委託事業の受託や補助金等の実績		
9	担当者連絡先	住所			
		氏名(フリガナ)			
		電話			
		FAX		携帯電話	
		Eメール			
10	団体役員名簿				
11	経費関係書類	※予算書、収支決算書等			
12	組織運営要綱	※定款、規則、会則等			
13	活動概要	※活動報告書等			
14	その他				

※ 新規に団体を立ち上げる場合は、決定している範囲で記入してください。

※ 新規に団体を立ち上げる場合は、10～13は作成している範囲内で提出してください。

※ 14. その他は、団体としてのPR等ありましたら自由に記入してください。

団体に関する申告書

川崎市多摩区市民提案型協働事業（磨けば光る多摩事業）実施要綱第3条各号に掲げる項目について、すべて該当することを申告いたします。

	内 容
(1)	団体の運営に関する定款又は規則等を備えている団体であること。
(2)	予算及び決算を適切に管理している団体であること。
(3)	宗教団体、政治活動、選挙活動を目的とした団体でないこと。
(4)	川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
(5)	神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている事業者でないこと。
(6)	公序良俗に反する団体でないこと。

上記、申告内容に相違ありません。

所在地 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____

第7号様式

文 書 番 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

川崎市多摩区長

事業提案選定通知書

年 月 日付けで御提案いただきました活動については、次のとおり 年
度磨けば光る多摩事業における委託事業としますので、お知らせします。

- 1 事業名
- 2 選定にあたっての条件
- 3 審査会における評価点（各評価項目 5点満点）

評価項目	点 数
公益性	点
妥当性	点
具体性	点
的確性	点
新規性	点
将来性	点
加点対象	点
合 計	点

※ 評価点の算出方法
審査委員の各評価項目点数をそれぞれ平
均点化し、合計を算出しています。

各評価項目 5点満点×7項目で、
35点満点

- 4 審査会での主な意見

○
○
○

(所管課名)

電 話 935-3147

FAX 935-3391

第8号様式

文 書 番 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

様

川崎市多摩区長

事業提案不採用通知書

年 月 日付で御提案いただきました活動については、残念ながら 年
度磨けば光る多摩事業の委託事業として採用に至りませんでしたので、お知らせします。

1 事業名

2 審査会における評価点（各評価項目 5点満点）

評価項目	点 数
公益性	点
妥当性	点
具体性	点
的確性	点
新規性	点
将来性	点
加点対象	点
合 計	点

※ 評価点の算出方法
審査委員の各評価項目点数をそれぞれ平
均点化し、合計を算出しています。

各評価項目 5点満点×7項目で、
35点満点

3 審査会での主な意見

-
-
-

(所管課名)

電 話 935-3147

FAX 935-3391

第9号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市多摩区長

(提案者)

所在地	
団体名	
代表者名	

委託事業報告書

年度磨けば光る多摩事業実施結果について、次のとおり報告します。

1 事業名			
2 事業費	総事業費	円	うち、市からの委託料 円
3 実施時期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
4 事業の対象者			
5 事業の実施場所			
6 実施結果	具体的な実施内容及び成果物、開催回数、参加人数など		
7 事業総括 (自己評価)	事業の効果、取り組んだ地域課題についてどのような効果があったか、地域の反響など		
8 添付書類	(1) 委託事業決算書 (第10号様式)		
	(2) 領収書の写し		
	(3) その他必要な書類		

第10号様式

委託事業決算書

1. 委託対象経費

区分	項目	金額 (円)	説明 (内 訳)
I. (所用額を記載) ・ 人件費 ・ 保険料			
	小計(ア)		
II. (税込み額を記載) ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 食糧費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 賃借料 ・ その他			
	小計(イ)		
合計額(ウ)			上記 (ア) と (イ) の合計額

※ 課税期間の基準期間（法人及び人格のない社団等についてはその事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1千万円以下である場合は、消費税及び地方消費税の納税義務が原則として免除されるため、自己が負担していない非課税取引に係る消費税及び地方消費税相当分を決算額に含めないでください。

2. 委託対象外経費

区 分	項 目	金 額 (円)	説 明 (内 訳)
収入の部			
収入合計(エ)			
支出の部			
支出合計(オ)			